



### Newsletter

October 2025

#### 本ニューズレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄 パートナー +81 3 6271 9517 masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔 パートナー +81 3 6271 9548 yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁 パートナー +81 3 6271 9710 seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也 パートナー +81 3 6271 9716 takuya.wada@bakermckenzie.com

増本 充香 パートナー +81 3 6271 9534 mika.masumoto@bakermckenzie.com

北村 裕幸 カウンセル +81 3 6271 9758 <u>hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com</u>

石井 叡 アソシエイト +81 3 6271 9443 <u>satoshi.ishii@bakermckenzie.com</u>

山内 真実 アソシエイト +81 3 6271 9471 mami.yamauchi@bakermckenzie.com

### Asia Focus Newsletter 2025 年 10 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

今月号では、先月に引き続き、「フィリピン:フィリピン労働雇用省(DOLE)省令第 248号 の補足指針の施行」、「オーストラリア:「つながらない権利」 — 施行から 1 年、働き方は本当に変わったのか」及び「タイ: 育児及び乳児ケア休暇の導入に関する労働保護法改正」等、労働分野についての各国の動向が注目されます。その他の分野でも、フィリピンでは外国人投資家による土地賃貸が可能な最大期間が延長されることとなり(「フィリピン: 投資家土地リース法改正」)、マレーシアではクロスボーダー倒産手続における透明性と公平性を高める法案が可決されました(「マレーシア: 2025 年クロスボーダー倒産法案」)。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

### フィリピン:フィリピン労働雇用省 (DOLE) 省令第 248 号の補足指針の施行 (2025/9/1)

フィリピン労働雇用省(DOLE)は、外国人雇用許可(AEP)に関する省令第248号の補足指針を2025年8月28日に施行した。これにより、同省令の不明確な点が補足され、手続の明確化及び遵守の効率化が図られる。

フィリピン:外国人雇用許可 (AEP) の処理及び交付に関する新指針 (2025/9/8) フィリピン労働雇用省のマニラ首都圏局 (DOLE-NCR) は、それぞれ 2025 年 7 月 31 日及び 8 月 27 日付で、外国人雇用許可 (AEP) に関する新たな指針を発出した。一つは AEP の許可証に関するもので、許可証は予約制で交付されることとなり、対面での問い合わせは禁止された。二つ目は処理期間に関するもので、手数料支払日から 15 営業日での処理が原則とされ、迅速処理の申請は不要となった。

#### フィリピン:投資家土地リース法改正 (2025/9/9)

2025年9月3日、フィリピンのマルコス大統領は土地リース法の改正法に署名した。同法は、外国人投資家による民間の土地の賃貸期間を現行の最大75年から99年に延長することを含んでいる。その他にも、投資の登録義務、リース契約の登記による保護、3年以内の投資プロジェクト開始義務なども規定される。

## <u>フィリピン:システムライフサイクルにおけるプライバシーエンジニアリングに関するガイドライン</u> (2025/9/15)

2025年9月15日、フィリピン国家プライバシー委員会(NPC)は、システムの全ライフサイクルにおいてプライバシー設計を実装するための「ガイドライン(Advisory No. 2025-02)」を発行した。本ガイドラインは、個人情報管理者及び処理者に対し、計画、設計、テスト、導入並びに運用の各段階で適切な安全措置を講じる法的義務を強調している。違反時には最大500万ペソの罰金又は処理停止命令等の行政処分が科され得るものである。

#### マレーシア: 2025 年クロスボーダー倒産法案 (2025/9/2)

2025年7月29日、マレーシア下院は、2025年クロスボーダー倒産法案を可決した。本法案は UNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law /国際連合国際商取引法委員会)の「越境倒産に関するモデル法」に基づき、外国債権者の権利保護、外国倒産手続の認識、並行倒産手続の処理等を含み、クロスボーダー倒産手続における透明性と公平性を高めること、そして国際基準に整合させることを目的とする。

#### 香港:新たな中国本土判決執行制度における「除外判決」の範囲を裁判所が明確 化 (2025/9/8)

香港高等法院(第一審)は、2025年9月1日、金融紛争に対する中国本土での判決の登録申請を却下した。この判断は、2023年1月29日施行の「「中国本土民商事判決(相互執行)条例(Cap. 645)」に基づき、当該判決が香港での執行を認めない「除外判決」(excluded judgement)に該当すると認定されたものである。この判決は、判決執行に必要な技術的要件も示しており、国際取引を構築する際には慎重な検討が求められる。

#### <u>オーストラリア:「つながらない権利」 — 施行から1年、働き方は本当に変わっ</u> たのか (2025/9/10)

オーストラリアで 2024 年 8 月 26 日から導入された(小規模事業者に対しては 2025 年 8 月 26 日から適用)、従業員が勤務時間外の業務連絡に対応しなくてよいとする「つながらない権利」(Right to Disconnect)について、施行から 1 年の状況を振り返る。紛争や事案に発展した例は少なく、同法施行による現状の働き方に対する影響は、限定的と思われる。本稿は諸外国の状況にも触れながら、従業員の精神的健康や労働環境改善の観点から、企業の推奨される対応について言及する。

# <u>オーストラリア:オンライン安全法に基づく第2フェーズのオンライン安全規範が eSafety コミッショナーにより登録</u> (2025/9/26)

2025 年 9 月 9 日、オーストラリアの eSafety コミッショナーは、オンライン安全 法に基づく第 2 フェーズのオンライン安全規範を登録した。これにより、成人向 けコンテンツ、暴力的内容、自己傷害等を含む有害情報へのアクセス制限及び年 齢確認措置が義務化され、2025 年 12 月 27 日又は 2026 年 3 月 9 日より、順次施行される予定である。

### ベトナム: デジタル資産及び暗号資産市場に関するパイロットプログラムの新決議 (2025/9/16)

2025 年 9 月 9 日、ベトナム政府は、デジタル資産及び暗号資産市場に関する 5 年間のパイロットプログラムを実施するため、決議第 05/2025/NQ-CP を公布した。本決議は、暗号資産の発行、取引及び管理に関する正式な法的枠組みを初めて確立するものであり、これまで規制の不透明であった分野に明確性及び正当性をもたらすものである。

#### インドネシア:個人情報保護責任者の選任要件に関する憲法裁判所の新たな明確 化 (2025/9/19)

2025年7月30日、インドネシア憲法裁判所は、個人情報保護責任者(Personal Data Protection Officer: DPO)の選任に関する2022年個人情報保護法第53条第1項の解釈に関し、三条件全てに該当する場合ではなく、三条件のいずれかに該当する場合に、個人情報保護責任者の選任が義務付けられると解釈すべきとする判決を下した。これにより、情報管理者又は処理者は、三条件のいずれかに該当する場合に、個人情報保護責任者の選任が義務付けられることとなった。

#### タイ: 育児及び乳児介護休暇の導入に関する労働保護法改正 (2025/9/23)

2025年7月16日に下院、同年9月15日に上院で承認されたタイ労働保護法改正により、育児休暇及び乳児介護休暇が初めて導入された。改正法では、産休が120日間に延長され、乳児に健康上の問題がある場合は15日間の介護休暇が認められる。さらに、配偶者にも出産後90日間以内に15日間の育児休暇が付与され、いずれも有給である。



#### 編集後記

今月号担当の勝山、竹中、石井、山内です。

今月のリーガル・ニュースの中では、各国における労働分野や個人情報保護、フィリピンの外国投資家による土地賃貸可能期間の延長、マレーシアのクロスボーダー倒産法案などに関するアップデートが注目されます。

先月は「タイ:タイ投資委員会、一定の投資促進対象事業を営む外国企業の土地 所有特権の縮小を発表」、「ベトナム:外資系企業のリテール事業等についての草 <u>客策定</u>」など、外資企業の活動に関する枠組みの見直しが進む点が注目されました。

また「<u>ベトナム:外国人労働者の管理に関する新たな政令が施行</u>」をはじめとして、 労働分野における各国の動向も活発でした。今後も、関係する企業は注視が必要 です。



₩III



<u>竹中</u>



<u>石井</u>



<u>山内</u>